

第20回高知市総合教育会議

配付資料

- 次第
- 名簿
- 高知市総合教育会議運営要綱
- 資料等
 - 議題：高知市立学校での水泳授業中の事故について
 - 長浜小学校児童の水泳授業中の事故について

第20回高知市総合教育会議 次 第

令和6年7月23日（火） 14：00～15：30

たかじょう庁舎6階 大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

- 高知市立学校での水泳授業中の事故について

4 その他

5 閉 会

第20回 高知市総合教育会議名簿

令和6年7月23日

職名等		氏名
	市長	桑名 龍吾
教育委員会	教育長	松下 整
	教育委員	谷 智子
	教育委員	西森 やよい
	教育委員	野並 誠二
	教育委員	森田 美佐

高知市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 9 項の規定により、高知市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（総則）

第 1 条 高知市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第 2 条 市長は、法第 1 条の 4 第 3 項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、高知市ホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第 1 項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

（会議の非公開）

第 3 条 市長は、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

（議事録）

第 4 条 市長は、法第 1 条の 4 第 7 項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては第 2 条第 2 項の規定を準用する。ただし、前条の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（議事進行及び庶務）

第 5 条 会議の議事進行及び庶務は、総務部が行う。

（補足）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

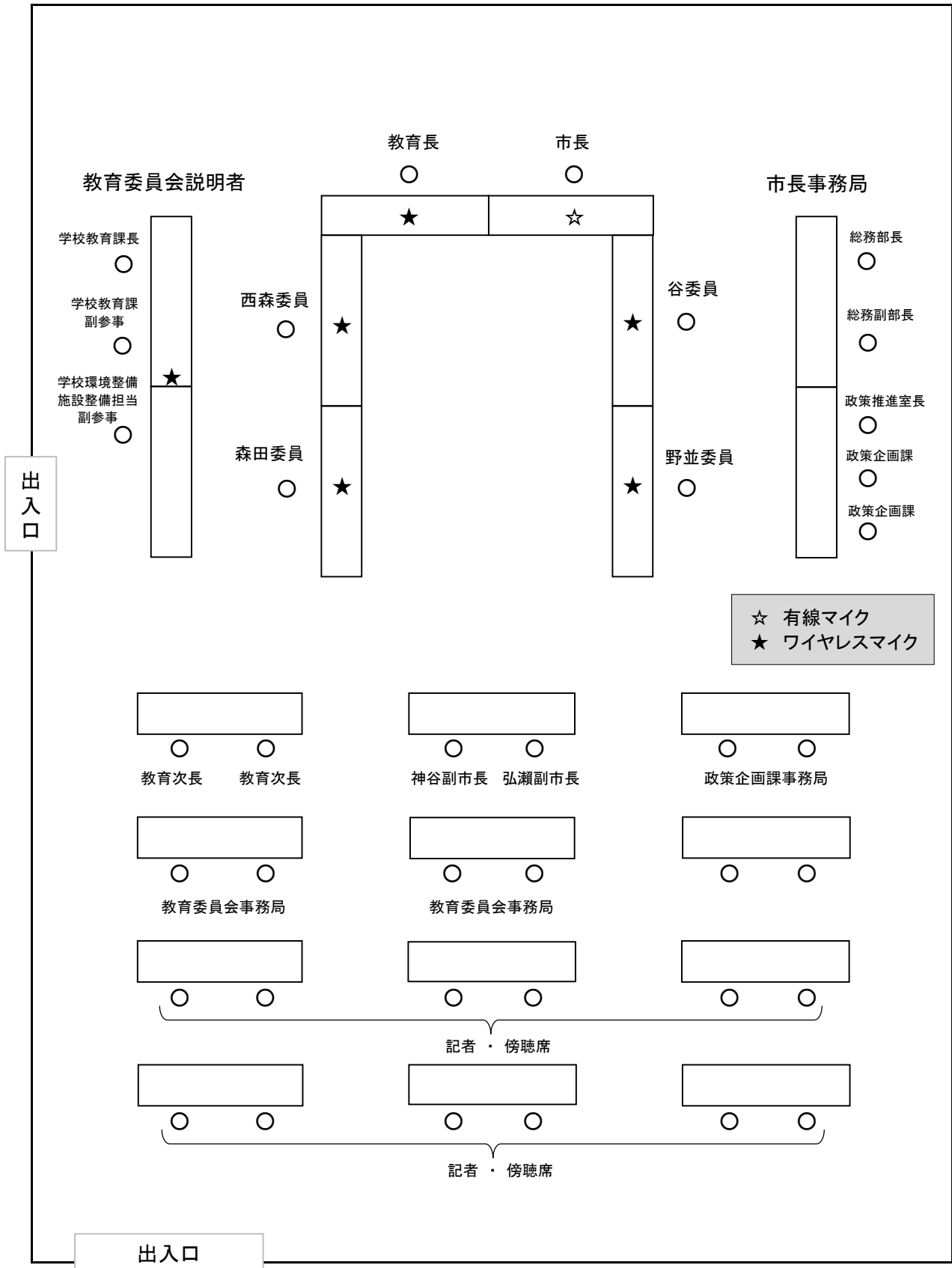
附則

この要綱は、平成 29 年 10 月 24 日から施行し、この要綱による改正後の高知市総合教育会議運営要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

第20回高知市総合教育会議 配席図

令和6年7月23日(火) 14:00～

たかじょう庁舎6階 大会議室



長浜小学校児童の水泳授業中の事故について

1 報告概要

令和6年7月5日（金）、高知市立長浜小学校4年男子児童が南海中学校にて水泳授業中に亡くなるという事故が発生しました。その経過について報告するものです。

2 長浜小学校のプールにて水泳授業ができなくなった経緯について

日 時	内 容
6月4日（火）	長浜小学校のプール浄化装置保守点検業者から、学校環境整備課に、ろ過ポンプの故障により装置が稼働しないため、プールの水質を保つことができず、水泳授業ができないと報告。
同日夕刻	長浜小学校長は、学校環境整備課及び学校教育課に、上記報告とともに浦戸小学校及び南海中学校での水泳授業の実施の検討をする旨の報告を行い、学校環境整備課はその内容を教育長に口頭で報告。 同じく、長浜小学校長は、南海中学校長及び浦戸小学校長に連絡し、水泳授業の実施について協議を開始。 翌日から水泳授業の開始日であったため、長浜小学校は、保護者に、水泳授業の中止を連絡。
6月5日（水） 午前中	学校環境整備課は、改めて教育長に長浜小学校のろ過ポンプの故障を報告するとともに、自校プールでの実施手法や他校プールでの水泳授業の実施の検討について協議。
同日放課後	長浜小学校長及び教員3名は、南海中学校のプールの深さや広さの現地調査を実施し、授業の実施の可否を確認した上、長浜小学校長は、学校環境整備課に、長浜小学校児童の1年生から3年生までは浦戸小学校、4年生から6年生までは南海中学校での水泳授業を実施したい旨を報告。
6月6日（木） 午前中	学校環境整備課は、前日の長浜小学校長からの報告を教育長に報告するとともに協議を行い、本年度の長浜小学校の水泳授業は、浦戸小学校及び南海中学校での実施を決定。
同日午後	長浜小学校は、保護者に、「1年生から3年生までは、浦戸小学校のプールを利用しての水泳授業、4年生から6年生までは南海中学校のプールを利用しての水泳授業を行うこと」を連絡。
6月10日（月）	長浜小学校は、保護者に、浦戸小学校と南海中学校のプールを利用した水泳授業の日程を連絡。
6月11日（火）	南海中学校での水泳授業を開始。

6月19日（水）	浦戸小学校での水泳授業を開始。
6月21日（金）	南海中学校での4年生第一回目水泳授業を実施。
6月28日（金）	南海中学校での4年生第二回目水泳授業を実施。

3 発生した事故について ※現時点で教育委員会が把握している事項

7月5日（金）、4年生児童が、2時間目から3時間目にかけて、南海中学校に移動して水泳授業を行いました。この日は、4年生にとって、南海中学校での第3回目の水泳授業でした。

4年生児童は、学級担任2名の引率のもと、学校から徒歩で南海中学校に移動しました。教頭は、プールサイドの水まきなどの授業準備のため、先に南海中学校へ移動し、水泳授業の指導は引率した2名の教員と教頭で行いました。

10時10分頃	<p>教員は、準備運動の後、児童全体で水をかけあうなどして水慣れをさせて、その後、プールの中に入るよう指示した。プールの中では、水中にもぐる活動、息継ぎの練習、体を浮かす運動、けのびやクロールを行った。</p> <p>その後、教員は、一旦、児童全員をプールサイドに上げ、教員は児童に、プールを縦向きに25メートルを泳ぐグループと、横向きに泳ぐグループの2つに分かれて活動することを伝えた。児童は、自分がどちらのグループで活動するかを決め、教員が指示した場所にそれぞれ移動した。このとき、教員は、当該児童が、横向きに泳ぐグループが集まる場所にいることを確認。</p>
10時40分頃	<p>それぞれのグループに分かれて活動を始めた。3名の教員のうち、教頭は25メートルを泳ぐグループに付いてプールサイドに立って指導に当たり、残る2名の教員は横向きに泳ぐグループに付いて、2名ともプール内に入って指導に当たった。</p> <p>横向きに泳ぐグループでは、教員は、児童を一度にプールに入れて活動させるのではなく、女子児童と男子児童を、交互にプールに入れて活動を行った。</p> <p>事故発生前、教員は、女子児童をプールに入れた後、プールサイドを手で持ってバタ足をするよう指示した。2名の教員は手分けして動きながら、それぞれ児童のバタ足の様子を見て指導。</p> <p>しばらくして、教員は女子児童にプールサイドに上がるよう指示した後、男子児童にプールに入るよう指示した。そして、女子児童と同様にプールサイドを手で持ってバタ足をするよう指示した。2名の教員は、手分けして動きながら、同じように児童のバタ足の様子を見て指導。</p>

10時52分頃	<p>その活動最中に、同じグループで学習していた別の児童が、プールの縦の中心部より2メートルほど離れたプールサイド付近で沈んでいる当該児童を見つけ、もう1人の児童と一緒に2人で、プールからプールサイドに引き上げた。教員は、児童2名によりプールサイドに引き上げられた状況であることを見て、事故の発生を把握。</p> <p>教員3名は、すぐに引き上げられたところに駆け寄り、意識がないことや呼吸をしていないことを確認。そのため、1名の教員は胸骨圧迫と人工呼吸を開始し、別の教員1名はAEDを取るために中学校の職員室に向かい、並行して教頭が10時55分に119番に連絡して救急車を要請。救急隊員とスマートフォンをつないだままスピーカーの声に従い胸骨圧迫と人工呼吸を続けた。</p> <p>プールにAEDが届いたため、教員は、駆け付けた中学校教員とともに、すぐにAEDを装着。しばらくして、AEDからは、電気ショックの必要はなく胸骨圧迫を続けるようアナウンスが流れたため、教員は胸骨圧迫と人工呼吸を継続した。その後、長浜小学校長が駆け付け、教員と共に引き続き胸骨圧迫と人工呼吸を続けた。</p>
11時4分頃	救急隊が到着し、救急車で病院に搬送。
11時38分頃	救急車が病院に到着。
21時前	教育委員会は、19時からの記者会見後、「当該児童が亡くなった」ことを把握。

4 事故後の長浜小学校における対応について

7月8日(月)朝、学校長はテレビ朝会の中で、全校児童に対して事故の報告と謝罪を行い、亡くなった児童への黙とうを捧げました。続いて、スクールカウンセラーもテレビ画面を通して、児童にいつでも相談に来るよう声掛けを行いました。児童に対しては、最大限の配慮を行いながら通常通り授業を実施しています。しかし、水泳指導については、安全確保の体制や対応をきちんと整えない限り、実施することはできないと考え、本年度については、水泳の授業は行わないことを決定しています。

今回の事故で、しんどい思いや不安な思いを抱えている児童がいることから、各家庭には、児童に現れる身体症状や行動の反応例などを具体的に示した文書を配布し、児童の様子を見守るようお願いするとともに、学校においても、児童の様子の把握にいつも以上に努めています。

あわせて、高知県教育委員会の支援チームが入り、派遣されたスクールカウンセラーによる心のケアを行う面談など、児童に対する心のケアについて、丁寧に対応してきました。高知市教育委員会も、各所課から派遣した職員による、児童の見守り支援や心のケア、電話対応など、学校の支援に当たっています。

5 教育委員会による学校に係る総点検について

文部科学省による「学校における安全点検要領」の資料を活用した点検の実施を行います。

(点検の目的)

- (1) 学校における日常生活（授業を含む教育活動全般、休み時間、登下校等，学校管理下に係る児童生徒が行動する場面）で，各学校の実情に即して危険な箇所や安全に配慮すべき場がないかどうかを学校と教育委員会が把握します。
- (2) 児童生徒の行動等を十分に考慮し，学校における日常生活における危機管理（危険予知）について教職員の気付きを促すとともに，安全意識を高めます。
- (3) 単に物品や施設の破損・故障を調べることが目的ではなく，ハード面の点検を通じて，事故の発生やリスクを想定し，未然防止につなげるための手立てを講じていくことが本点検の趣旨であります。
- (4) 点検から見出され共有された事例または，これまでに起こったヒヤリハット事例は，教科等の安全教育や日常生活の指導にも関連付けて，安全教育と安全管理の関わりを密接にし，一体的に指導へ反映することが大切となります。

6 事故の検証等について

(1) 第三者による事故検証委員会の設置

① 所掌事項（案）

- ア 事実関係の把握
- イ 発生原因の分析
- ウ 再発防止策の検討

② 委員構成（案）

- ア プールの安全に関する専門家
- イ 体育授業に関する専門家
- ウ 弁護士
- エ 医師
- オ 臨床心理士
- カ 大学教授

(2) 重大事案検証室の設置

① 所掌事務

- ア 教育委員会事務局内各課及び当該学校の事故対応の総合調整
- イ 第三者検証委員会の庶務

② 体制

- 室長（教育次長兼務）1名，担当副参事1名，担当管理主幹（兼務）1名，担当係長1名，担当3名（うち兼務2名）の7名体制
その他，法務担当（副部長級併任）1名，広報担当（課長級併任）1名